四　事業地
　収用の部分　昭和四十一年建設省告示第三千六百三十一号、昭和四十二年建設省告示第四千三百三十七号、昭和四十三年建設省告示第三千八百二十七号、昭和四十五年建設省告示第千五百十六号、昭和四十六年建設省告示第百三十五号、昭和四十八年建設省告示第千四十四号、昭和五十三年建設省告示第三百八十六号、昭和五十七年建設省告示第千百四十三号、昭和六十年建設省告示第八百二十五号、昭和六十二年建設省告示第四号、昭和六十三年建設省告示第千七十九号、平成元年建設省告示第千七百十号、平成四年建設省告示第七百七十一号、平成五年建設省告示第千百八十九号、平成六年建設省告示第千六百二十八号、平成十年建設省告示第五百六十七号、平成十一年建設省告示第千八十五号、平成十四年近畿地方整備局告示第百五十号、平成二十年近畿地方整備局告示第百九十号、平成二十三年近畿地方整備局告示第五十二号及び平成二十六年近畿地方整備局告示第四号の事業地のうち、東大阪市川俣四丁目を削除し東大阪市川俣三丁目を追加する。
　使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第十二号

　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定により、平成二十五年近畿地方整備局告示第百六十三号（道路法第二十条第一項の規定による協議が成立した件）は変更することで協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。
　その関係図面は、近畿地方整備局、同局大阪国道事務所及び同局奈良国道事務所において、一般の縦覧に供する。
　平成二十七年一月三十日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　道路の種類及び路線名　道路の位置
　一般国道二十五号　柏原市峠地先から大阪市天王寺区逢阪二丁目地先まで
二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
　氏名　アルテリア・ネットワークス株式会社　代表取締役　有田　大助
　住所　東京都千代田区大手町二丁目六番一号
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
　「一般国道二十五号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道二十五号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載
四　管理の期間　平成二十五年七月八日から本協定の存続する日まで

○中国地方整備局告示第六号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十七年一月三十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
大田市静間町字角山六九八番三から同市温泉津町福光口二三五番一まで	前	A	八・〇〇～一一一・五〇～二九一・八〇	一四・〇〇メートル 二二・〇五七キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B	一一・五〇～二九一・八〇	一二・〇八一キロメートル	
		A	八・〇〇～一一四・〇〇	二一・〇五七キロメートル	
		B・C	〇・〇〇～二九一・八〇	二〇・三八〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局松江国道事務所

○中国地方整備局告示第七号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十七年一月三十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百九十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
下関市汐入町一二四〇番一から同市安岡駅前二丁目一四〇三番まで	前	A	一四・五〇～二一・〇〇	四二・〇〇メートル 六・三一一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	二一・〇〇～一四・五〇	三二・〇〇メートル 五・八五六キロメートル	
	後	A	一四・五〇～二一・〇〇	四二・〇〇メートル 六・三一五キロメートル	
		B	二一・〇〇～一三二・〇〇	五・八五六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十七年一月三十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
　百九十一号　下関市古屋町一丁目七三九番三地内　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所
　供用開始の期日　平成二十七年一月三十日

○九州地方整備局告示第十四号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十七年一月三十日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
　二百二十号及び四百四十八号　志布志市有明町野井倉字東山八〇二五番一から同市有明町野井倉字押切七九九七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
　供用開始の期日　平成二十七年一月三十一日

○九州地方整備局告示第十五号

　次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十七年一月三十日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百九十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考	
唐津市北波多山彦字西平一九七六番二四から同市北波多下平野字岩の下四五三八番一まで	前	後	二五・三〇～六五・一〇〇メートル	〇・五七八キロメートル	
	後		二五・三〇～六五・一〇〇		
唐津市北波多行合野字天狗岩五三三番四から伊万里市南波多町谷口字立山二九二番一まで	前	後	二一・〇〇～二〇・八〇～	一二六・五〇メートル 八二・四〇キロメートル	二・四六五 二・四六五

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第十六号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十七年一月三十日　九州地方整備局長　金尾　健司